5　通算制度の開始又は通算制度への加入に伴う時価評価除外法人に該当する通算法人が支配関係発生日以後に新たな事業を開始した場合の繰越欠損金額に係る繰越控除の適用の制限及び損益通算の対象となる欠損金額の特例の適用の対象から除外される継続して支配関係がある場合について、次の見直しを行うこととした。（法人税法施行令第一一二条の二及び第一三一条の八関係）

㈠　通算承認日の五年前の日後に設立された通算親法人についての継続して支配関係があるかどうかの判定は、他の通算法人のうちその通算親法人との間に最後に支配関係を有することとなった日が最も早いものとの間で行う。

㈡　その通算法人が通算承認日の五年前の日後に設立された法人である場合等についての継続して支配関係がある場合から除外される一定の組織再編成が行われていた場合について、次の見直しを行う。

(1)　通算子法人の判定において、他の通算子法人との間に支配関係（通算完全支配関係を除く。）がある他の内国法人を被合併法人とする適格合併で、その通算子法人である法人を合併法人とするものが行われていた場合等を加える。

(2)　通算完全支配関係がある法人を被合併法人とする適格合併が行われていた場合等を除外する。

6　有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例について、次のとおり整備を行うこととした。（法人税法施行令第一一九条の三関係）

㈠　通算終了事由が生じた他の通算法人の株式を有する内国法人が、その通算終了事由が生じた時の属する事業年度の確定申告書等に当該他の通算法人の株式に係る資産調整勘定対応金額の合計額等の計算に関する明細を記載した書類を添付している等の一定の場合には、その有する当該他の通算法人の株式の通算終了事由が生じた時の直後の一単位当たりの帳簿価額の計算における簿価純資産価額の計算上その資産調整勘定対応金額の合計額等を加算することができる措置を講ずる。

㈡　特定支配関係のある他の法人から一定の配当等の額を受ける場合に、その配当等の額に係る益金不算入相当額を減算して当該他の法人の株式等の帳簿価額を算出する特例について、次の措置を講ずる。

(1)　対象配当等の額を受けた時の利益剰余金の額が特定支配日の利益剰余金の額以上である場合の適用除外基準について、利益剰余金期中増加及び期中配当等があったときの判定方法の細目を定める。

(2)　本特例の適用を回避することを防止するための措置について、他の法人から受ける対象配当等の額に係る基準時以前一〇年以内に当該他の法人による特定支配関係があった関係法人の全てがその設立の時からその基準時まで継続して当該他の法人による特定支配関係がある関係法人である場合等には適用しないこととする。

（注）6㈡の改正は、法人が令和二年四月一日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について適用することとした。（附則第六条関係）

7　通算制度の開始及び通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価について、次の見直しを行うこととした。（法人税法施行令第一三一条の一五及び第一三一条の一七関係）

㈠　時価評価資産から最初通算事業年度開始の日又は通算終了直前事業年度終了の日の翌日の五年前の日以後に終了する事業年度において非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の適用を受けた減価償却資産を除外する等の措置を講ずる。

㈡　通算制度からの離脱等に係る時価評価資産に帳簿価額が一、〇〇〇万円に満たない営業権を加える。

8　少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度及び一括償却資産の損金算入制度について、対象資産（使用可能期間が一年未満であるものを除く。）から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外することとした。（法人税法施行令第一三三条及び第一三三条の二関係）

二　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二〇七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の法人税法施行令の一部改正関係

法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二〇七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の法人税法施行令について、一1から4まで、6㈡及び8と同様の改正を行うこととした。（令和二年改正前法人税法施行令第八条、第二三条、第七九条、第七九条の二、第八〇条の二、第八二条の三、第八三条の三～第八三条の五、第八五条、第八七条の二、第一一一条の四、第一一九条の三、第一三三条及び第一三三条の二関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇登録免許税法施行令の一部を改正する政令（政令第一三八号）（財務省）

1　納付受託者の指定要件及び委託を受けた登録免許税の納付期日を定めることとした。（第三〇条の二及び第三〇条の三関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇消費税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一三九号）（財務省）

一　消費税法施行令の一部改正関係

1　外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行うこととした。（第一八条及び第一八条の六関係）

㈠　輸出物品販売場において免税購入することができる日本国籍を有する非居住者は、国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有することにつき一定の書類により確認がされた者とする。

㈡　免税購入対象者が行う旅券情報等の提供は、デジタル庁が整備及び管理をする情報システムを用いて行うことができる。

㈢　免税購入した物品を輸出しない免税購入対象者から消費税の即時徴収等を行う場合の税関長の権限について、当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関官署の長に委任されるものとする。

2　課税貨物を保税地域から引き取る事業者が仕入税額控除の要件として保存することとされている輸入許可書等の書類には、これらの書類に係る電磁的記録を含むこととした。（第四九条関係）

二　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇年政令第一三五号）の一部改正関係

1　事業者（適格請求書発行事業者に限る。）が強制換価手続により執行機関を介して課税資産の譲渡等を行う場合には、当該執行機関は当該事業者に代わって適格請求書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を交付し、又は提供することができることとした。（第一条関係）

2　課税仕入れ等に係る特定収入について仕入税額控除を制限された事業者が、当該課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額（課税仕入れに係る支払対価の額が免税事業者等から行ったものであることにより仕入税額控除が認められないこととなるものをいう。）の合計額を国等への報告文書等により明らかにしているときは、一定の方法により計算した金額をその明らかにした課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に加算できることとした。（第一条関係）

3　適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により登録開始日から課税期間の末日までの間について事業者免税点制度の適用を受けないこととなる事業者が、その登録開始日を含む課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間から簡易課税制度を適用できることとした。（附則第一八条関係）

三　施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和四年四月一日から施行することとした。